

社会保険庁における離職の状況

【過去の離職状況】

(単位:人)

退職理由		17年度	18年度	19年度 (12月末現在)
自己都合等	本庁	19	16	25
	地方	288	375	425
	小計	307	391	450
定年等	本庁	12	14	11
	地方	349	193	179
	小計	361	207	190
合 計		668	598	640

注:上記数には、臨時的任用職員、任期付任用職員及び非常勤職員の離職者数は含まれていない。
自己都合等には死亡等を含む。

【平成19年度欠員状況】

(単位:人)

19年度定員	6月末欠員	9月末欠員	12月末欠員
16,822	358	783	871

注1:上記欠員数には、約200人の休職者等が含まれている。

注2:欠員の補充については、19年度末までに206名を採用。

また、20年度においては約60名の採用を予定しており、更に任期付き任用職員の募集を行っている。

服務違反行為に関する調査について

1. 調査項目

- ①無許可専従 ②勤務時間内組合活動 ③争議行為
- ④勤務時間内における政治的行為 ⑤リボン・プレート行動
- ⑥兼業 ⑦遅刻・欠勤

2. 調査方法

調査対象者に、調査票に署名捺印をしたうえで提出させることとする。(虚偽の回答をした場合は、処分の対象となる場合がある旨を調査票に明記する。)

① 管理者調査

管理者(社会保険庁総務課長、社会保険事務局長及び社会保険事務所長等)に対し、所属する職員及び管理者本人の服務違反行為の有無について調査する。

② 行為者調査

管理者調査で指摘された行為者に対し、指摘された服務違反行為の有無について調査する。

③ 第三者調査

無許可専従をしていた行為者の当時の上司等(第三者)に対し、その事実を確認する。

3. 調査体制

公正な調査を実施するため、弁護士の参画を得て、社会保険庁本庁及び各社会保険事務局に、それぞれ社会保険庁総務部長及び社会保険事務局長を主査とする服務関係調査班を設置し調査を実施する。

4. 調査対象期間

平成9年4月1日～19年9月30日まで(過去10年間)

ただし、管理者本人に係る調査については、全勤務期間を対象とする。

5. スケジュール

- ① 年金業務・組織再生会議より調査依頼(平成19年11月)
- ② 調査開始(平成19年12月)
- ③ 調査結果公表

(結果がまとまり次第、早急に年金業務・組織再生会議に報告)